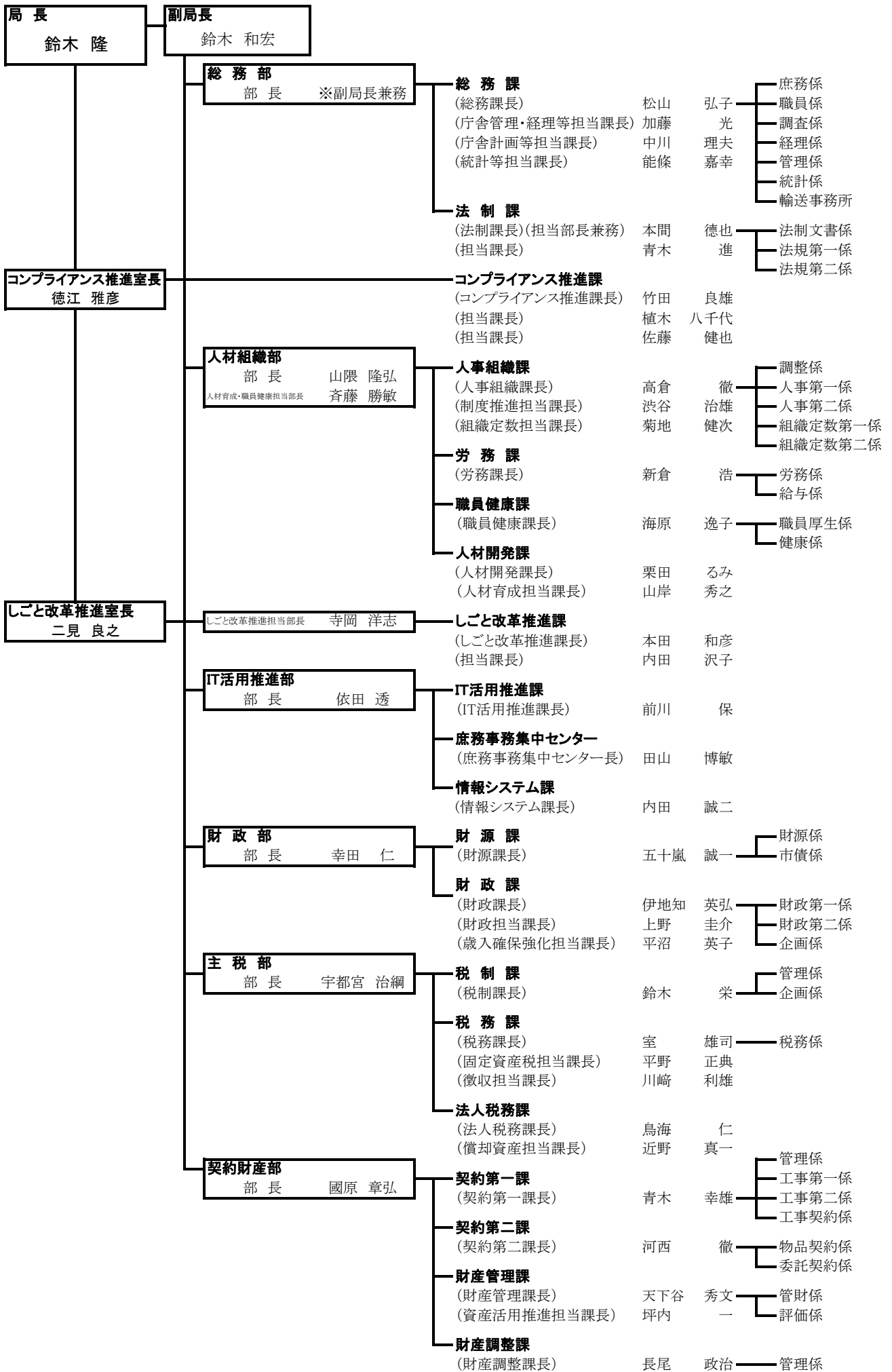


機 構 及 び 事 務 分 掌

平 成 2 2 年 6 月

総 務 局

総務局組織図（平成22年6月10日現在）



《出向・派遣・応援は除く》

事 務 分 掌

総 務 部

総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 他の執行機関との連絡調整に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (4) 輸送事務所に関すること。
- (5) 庁舎、公舎及び市有電話並びに庁舎取締りに関すること(他の局の主管に属するものを除く。)
- (6) 局の危機管理に関すること。
- (7) 統計調査の実施及びこれに係る連絡調整に関すること。
- (8) 統計情報の整備及び提供に関すること。
- (9) 他の局、部、室、課、センターの主管に属しないこと。

法 制 課

- (1) 行政文書管理に係る総合的な指導及び調整に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 事務引継に関すること。
- (4) 公告式及び横浜市報(横浜市報調達公告版を除く。)の発行に関すること。
- (5) 法制度の調査研究及び調整に関すること。
- (6) 議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関すること。
- (7) 法規の解釈に関すること。
- (8) 条例、規則その他諸規程の審査又は立案に関すること。
- (9) 例規集の編さんに関すること。
- (10) 不服申立て、訴訟等の統括に関すること。
- (11) 行政手続に関する事務の調整及び横浜市行政手続審議会に関すること。
- (12) 市史資料等に関すること。

コンプライアンス推進課

- (1) 職務の公正に関する調査及び調整に関すること。
- (2) 不正防止内部通報制度に関すること。
- (3) 要望記録・公表制度に関すること。

- (4) 内部監察に関すること。
- (5) 職員の服務(人材組織部人事組織課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (6) コンプライアンス委員会に関すること。

人材組織部

人事組織課

- (1) 人事組織管理行政に関すること。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰、服務その他人事に関すること。
- (3) 職員の表彰に関すること。
- (4) 職員の定員及び配置に関すること。
- (5) 職員の人事考課に関すること。
- (6) 職員の選考に関すること。
- (7) 人事記録の管理に関すること。
- (8) 職員の人事交流に関すること。
- (9) 人事委員会との連絡調整に関すること。
- (10) 現金、物品の亡失等に伴う職員の損害賠償に関すること。
- (11) 組織に関すること。
- (12) 職務権限に関すること。
- (13) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の4の規定による勧告及び協議に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

労務課

- (1) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (2) 職員団体に関すること。
- (3) 労務に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 退職手当、退職年金等に関すること。
- (5) 横浜市特別職職員議員報酬等審議会に関すること。
- (6) 全国健康保険協会に関すること。
- (7) その他労務に関すること。

職員健康課

- (1) 職員の健康に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 横浜市職員共済組合及び横浜市職員厚生会に関すること。
- (4) 職員の労働安全及び衛生管理に関すること。

- (5) 横浜市衛生管理審査委員会に関すること。
- (6) 職員の公務災害補償に関すること。
- (7) 地方公務員災害補償基金に関すること。

人材開発課

- (1) 研修及び人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (2) 研修計画の調整に関すること。
- (3) 所属研修等の指導及び助言に関すること。
- (4) 横浜市研修センターの管理に関すること。

しごと改革推進課

- (1) 行政運営の改革及び改善に関すること。
- (2) 行政評価並びに事業の検証及び見直しに関すること。
- (3) 外郭団体の設置及び運営に関すること。
- (4) 審議会等の調整に関すること。
- (5) 監査報告に係る調整に関すること。

I T活用推進部

I T活用推進課

- (1) 電子市役所の推進等 I T活用に係る施策の企画、推進及び調整に関すること。
- (2) 電子市役所の推進等 I T活用に係る調査研究に関すること。
- (3) 情報システムの開発及び運用に係る調整に関すること。
- (4) インターネット等の情報通信基盤に係る企画、調整及び運用に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

庶務事務集中センター

- (1) 庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (2) 庶務事務システムの活用の推進及びその企画に関すること。
- (3) 人事・給与等の業務のシステムの開発、管理及び運用に関すること。
- (4) 電子市役所の共通基盤システムの開発、管理及び運用に関すること。

- (5) その他内部情報システムの開発、管理及び運用に関すること（他の局、課の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 基幹情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (2) コンピュータ及びネットワークの維持管理に関すること。
- (3) 情報技術に係る調査及び研究に関すること。
- (4) その他情報システムの管理及び運用に必要な事項に関すること。

財 政 部

財 源 課

- (1) 市債の全体計画、発行及び管理に関すること（地方公営企業関係を含む。）。
- (2) 国の制度及び予算に関する提案及び要望についての調整に関すること。
- (3) 地方交付税に関すること。
- (4) 地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び市町村移譲事務交付金の収納に関すること。
- (5) 指定都市市長会事務局との連絡調整に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (6) 市債金会計の予算及び決算その他市債に関すること。
- (7) 資金の調整及び一時借入金に関すること。
- (8) 財政調整基金に関すること。
- (9) 当せん金付証券の発行に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

財 政 課

- (1) 財政運営及び予算編成に関すること。
- (2) 予算の執行管理に関すること。
- (3) 財政統計に関すること。
- (4) 予算の繰越し及び決算に関すること。
- (5) 地方公営企業の財務に関すること。
- (6) 地方自治法第221条第1項の規定による予算の適正な執行を確保するために必要な措置に関すること。
- (7) 地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の報告等に関すること。
- (8) 財政事情の公表及び調査等に関すること。

- (9) 未収債権の管理及び徴収促進の指導及び支援に関すること。

主 税 部

税 制 課

- (1) 税務費に関すること。
- (2) 区税務関係諸物品の調達及び配布に関すること。
- (3) 税制の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 税務関係の条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (5) 市税に係る不服申立て及び訴訟の取扱いに関すること。
- (6) 税務に係る統計に関すること。
- (7) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
- (8) 市税その他徴収金の減免措置に関すること。
- (9) 横浜市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

税 務 課

- (1) 市税事務の電算化に関すること(他の局、課の主管に属するものを除く。)
- (2) 税務職員の研修に関すること。
- (3) 市税に係る普及及び啓発並びに税務に係る広報及び広聴に関すること。
- (4) 市税(個人の県民税を含む。以下この部中同じ。)の賦課事務(法人の市民税、償却資産に係る固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税に係るものを除く。以下この部中同じ。)及び徴収事務(市たばこ税及び入湯税(以下この部中「市たばこ税等」という。)に係るものを除く。)に係る指導及び審査に関すること。
- (5) 市税の賦課事務及び徴収事務に係る犯則取締りに関すること。
- (6) 県民税徴収取扱費に関すること。
- (7) 固有資産等所在市町村交付金法(昭和 31 年法律第 82 号)に関すること(償却資産に係るものを除く。)
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 県税交付金の収納に関すること。
- (10) 納税貯蓄組合に関すること。
- (11) 公的年金等に係る個人の市民税及び県民税の特別徴収に係る年金保険者からの通知等に関すること。
- (12) 市たばこ税等の納税の証明に関すること。
- (13) 市たばこ税等に係る徴収金の収納に関すること。

- (14) 市たばこ税等に係る徴収金の徴収猶予に関する事。
- (15) 市たばこ税等に係る過誤納金の還付、充当及び加算金に関する事。
- (16) 市たばこ税等に係る徴収金の滞納処分にに関する事。
- (17) 市たばこ税等に係る徴収金の犯則事件の調査に関する事。
- (18) 市たばこ税等に係る徴収金の欠損処分にに関する事。
- (19) 市たばこ税等に係る徴収金の現金領収に関する事。
- (20) 市たばこ税等に係る徴収金の徴収嘱託及び受託に関する事。
- (21) 市税の収納対策の推進に関する事。
- (22) 固定資産（償却資産を除く。以下この部中同じ。）の評価に係る企画及び指導並びに価格の決定に関する事。
- (23) 特定の固定資産の評価に係る調査及び資料の収集に関する事。
- (24) 固定資産の評価調書及び概要調書に関する事。
- (25) 特別土地保有税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (26) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に関する事（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この部において「法」という。）に基づく徴収猶予及び法第 15 条の 3 に基づく徴収猶予の取消し等に関する事を除く。）。
- (27) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に係る犯則事件（法第 15 条に基づく徴収猶予に係るものを除く。）の調査に関する事。

法人税務課

- (1) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料（給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。）の調査（公的年金等支払報告書にあっては、提出に係るものに限る。）及び収集に関する事。
- (2) 法人の市民税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (3) 固定資産税（償却資産に係るものに限る。以下この部中同じ）の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (4) 市たばこ税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (5) 入湯税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (6) 事業所税の賦課資料の調査及び収集に関する事。
- (7) 給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものを除く。）に関する事。
- (8) 法人の市民税、固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事。
- (9) 第 1 号の賦課資料の提出に係る犯則事件の調査に関する事。

- (10) 法人の市民税、固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の課税の証明に関すること。
- (11) 法人の市民税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関すること。
- (12) 固定資産税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関すること。
- (13) 市たばこ税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関すること。
- (14) 入湯税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関すること。
- (15) 事業所税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関すること。
- (16) 償却資産の評価に係る企画及び価格の決定に関すること。
- (17) 特定の償却資産の評価に係る調査及び資料の収集に関すること。
- (18) 償却資産の評価調書及び概要調書に関すること。
- (19) 総務大臣及び神奈川県知事の配分に係る償却資産に関すること。
- (20) 国有資産等所在市町村交付金法に基づく調査に関すること（償却資産に係るものに限る。）。

契約財産部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。

- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関する事。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関する事。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関する事。

財産管理課

- (1) 公有財産関係事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関する事。
- (2) 公有財産の総括及びこれに必要な公有財産台帳に関する事。
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)
- (4) 普通財産の貸付け及び地上権等の設定等に関する事(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)
- (5) 土地及び建物の使用承認に関する事(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)
- (6) 株式、社債、地方債、国債その他これらに準ずる権利並びに出資による権利の管理及び処分に関する事。
- (7) 無体財産権の取得、管理及び処分に関する事。
- (8) 建物の損害保険及び自動車損害賠償責任保険に関する事。
- (9) 横浜市職務発明審査会に関する事。
- (10) 土地及び建物の測量に関する事(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)
- (11) 公有財産の評価に関する事。
- (12) 横浜市財産評価審議会に関する事。
- (13) 用地の取得、借受け及び地上権の設定(以下「取得等」という。)に伴う補償基準に関する事。
- (14) 用地の取得等及びこれに伴う補償に関する事(環境創造局及び道路局の主管に属するものを除く。)
- (15) 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)に基づく公益用地の取得に関する事。
- (16) 代替地の提供基準に関する事。
- (17) 建物移転資金融資に関する事。

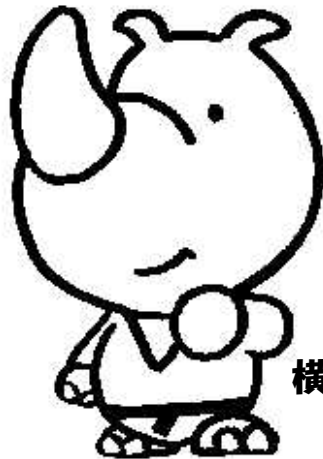
(18) 用地の取得等に係る連絡調整に関すること。

財産調整課

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 公共施設等の配置及び用地の取得等の総合調整に関すること。
- (3) 公有地の利用計画に関すること。
- (4) 用途廃止施設に係る活用又は処分の基本方針及び総合調整に関すること。
- (5) 公共事業用地費会計及び土地開発基金に関すること。
- (6) 横浜市土地開発公社に関すること。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)の施行に関すること。
- (8) 土地情報の収集等に関すること。

平成 22 年度

事業概要



横浜市債の広報マスコット
“ハマサイ”

総務局

平成22年度総務局関係歳出予算総括表

区 分	22年度	21年度	差 引	伸 率
一 般 会 計	千円 264,920,587	千円 271,958,188	千円 ▲ 7,037,601	% ▲ 2.6
局 事 業 費	61,732,693	66,858,975	▲ 5,126,282	▲ 7.7
行 財 政 運 営 費	8,169,300	9,436,178	▲ 1,266,878	▲ 13.4
人 事 管 理 費	24,975,479	28,286,694	▲ 3,311,215	▲ 11.7
情 報 化 推 進 費	5,477,655	5,241,669	235,986	4.5
契 約 財 産 費	6,855,205	527,832	6,327,373	1,198.7
横 浜 市 土 地 開 発 公 社 助 成 費	146,057	10,156,490	▲ 10,010,433	▲ 98.6
統 計 調 査 費	1,966,864	171,572	1,795,292	1,046.4
税 務 費	14,142,133	13,038,540	1,103,593	8.5
公 債 費	187,262,720	188,134,444	▲ 871,724	▲ 0.5
特 別 会 計 繰 出 金	14,925,174	15,964,769	▲ 1,039,595	▲ 6.5
予 備 費	1,000,000	1,000,000	0	-

区 分	22年度	21年度	差 引	伸 率
特 別 会 計	千円 566,694,893	千円 692,861,358	千円 ▲ 126,166,465	% ▲ 18.2
公 共 事 業 用 地 費 会 計	16,476,267	27,275,212	▲ 10,798,945	▲ 39.6
市 債 金 会 計	550,218,626	665,586,146	▲ 115,367,520	▲ 17.3

【参考】

- 総計： 831,615 百万円 （対前年度比 ▲ 13.8 %）
- 純計： 260,639 百万円 （対前年度比 ▲ 3.0 %）
- 一時借入金の最高限度額： 1,900 億円 （前年度 1,900 億円）

平成22年度予算の主な事業

◎一般会計

1. 行財政運営費 8,169,300千円

(1) 庁舎管理事業 【予算額 2,161,588千円】

市庁舎の維持・管理及び周辺ビルの借上げを行います。

なお、平成22年度は、脱温暖化に向けたCO₂削減事業の一環として、市庁舎1階市民広間の照明設備のうちハロゲンランプについて、高効率の照明設備（HID照明・LED照明）への改修を行い、CO₂排出量の削減及び光熱費等のコスト削減を図ります。

(2) 文書管理システム運用事業 【予算額 160,485千円】

文書事務の効率化・簡素化を図るために、文書の收受から起案、決裁、保存、廃棄までの一連の文書事務を電子化し、管理する総合的な文書管理システムを運用します。

(3) 市史資料等保存活用事業 【予算額 86,381千円】

横浜市史資料室（横浜中央図書館内）の運用・管理を行います。

なお、平成22年度は、緊急雇用創出事業の一環として、横浜市史資料室が所蔵する写真資料をデジタル化・データベース化し、画像提供の迅速・的確化を図ります。また、資料の目録情報についてもデータベース化し、検索等の今後の業務に活用します。

(4) しごと改革推進事業 【予算額 10,000千円】

「しごと改革推進室」を中心に、複雑化・煩雑化している制度や業務を簡素効率化することにより、職員の超過勤務の縮減等につながる「内部管理事務の見直し」を行うとともに、経費の縮減につながる「事業の見直し」についても引き続き取り組みます。

(5) 外郭団体指導調整事業 【予算額 9,210千円】

「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体の今後のあり方についての提言を行います。また、提言に基づき、団体ごとに経営改革に関する方針を策定するとともに、平成23年度からの次期協約についての策定作業を進めます。

(6) コンプライアンス推進事業 **【予算額 4,448千円】**

平成19年12月に策定した職員行動基準について、研修などを通じ徹底を図り、市民に信頼される誠実な行政運営を確保します。

また、コンプライアンス関連制度の総合的運用を行うとともに、区局における事件・事故の再発防止や業務の点検・改善の取組を支援し、適正な業務の実施を図ります。

(7) 歳入確保強化事業 **【予算額 20,340千円】**

市税や国民健康保険料などの市の未収債権（一般会計・特別会計における20年度決算滞納額：約549億円）や、新たに発生する未納分を含め、個々の滞納者の状況を十分に見極めながら滞納整理の強化に取り組めます。

取組にあたっては、定型かつ大量、反復して行う必要のある電話納付案内に民間事業者を活用するとともに、訴訟等の裁判上の手続など、対応が難しい未収債権の回収については弁護士への徴収業務委任をモデル的に実施するなど、引き続き効果的な滞納整理手法の導入を進めていきます。

(8) 財政調整基金積立金 **【予算額 82,000千円】**

横浜市の財政の健全な運営に資するため、財政調整基金の運用益について積み立てます。

(9) 減債基金積立金 **【予算額 320,000千円】**

市債の償還に必要な財源を確保するため、減債基金の運用益について積み立てます。

2. 人事管理費 24,975,479千円

(1) 職員研修事業 **【予算額 94,458千円】**

「人材育成ビジョン」に基づき、職員一人ひとりのキャリア形成を支援する取組の推進や、個々の能力開発段階に応じた研修の実施など、計画的かつ効果的な人材育成に取り組めます。

(2) 職員安全衛生管理事業 **【予算額 298,801千円】**

労働安全衛生法及び本市職員衛生管理規則に基づき、事業者に義務付けられた職員の定期健康診断及び保健指導等を行います。

(3) 職員福利厚生事業

【予算額 135,194千円】

職員の福利厚生を増進を図るため、条例に基づいて組織された職員厚生会に対し、運営に要する経費の補助を行います。

3. 情報化推進費 5,477,655千円

(1) 情報化推進事業

【予算額 73,001千円】

庁内の情報システムの最適化のため、CIO（最高情報統括責任者）をトップとするIT化推進本部を中心に、民間からのCIO補佐監や外部専門家の最新の知識・ノウハウを活用しつつ、情報システムの調達適正化支援、セキュリティ対策を推進します。

また、庁内の情報化の推進に向け、人材育成を目的とした情報化研修を行います。

(2) 庶務事務集中化・外部委託化事業

【予算額 581,599千円】

庁内の各部署で分散して処理していた勤務関係事務や給与手当関係事務、福利厚生関係事務などについて、IT（情報通信技術）を活用した事務処理の集中化や外部委託化を行ってきました。

平成22年度は、引き続き年末調整事務や通勤届のITを活用した事務処理について、対象区局の拡大を図っていきます。

(3) 電子申請・届出システム及び職員認証システム等運用事業

【予算額 311,256千円】

市・区役所への各種申請・届出手続についてインターネットによる受付等を可能とする「電子申請・届出システム」、セキュリティ対策の充実・強化に向け、システムの利用権限の確認やデータの改ざん防止等を行うための「職員認証システム」等の運用を行います。

(4) 行政情報通信基盤（庁内LAN）運用事業

【予算額 591,159千円】

市庁舎・区役所等を結ぶ全庁的な情報通信基盤（庁内LAN）の安定的な運用を行うことにより、行政内部事務の効率化・簡素化の支援を図ります。

また、これまで各所属で個別に調達していた庁内ネットワーク（YCAN）接続パソコンの調達を総務局で一元化し、調達コストの削減とセキュリティの向上を図ります。

(5) 情報システム運営管理事業

【予算額 3,767,210千円】

区役所等の窓口サービスで利用する住民記録・市税・国民健康保険・介護保険や内部事務で利用する人事給与等の各システムの運用管理を行います。

4. 契約財産費 6,855,205千円

(1) 電子入札システム運用管理事業 【予算額 147,972千円】

入札手続きにおける事業者の利便性の向上と契約事務の効率化を図るために導入している電子入札システムの運用・管理を行います。

(2) 資産の有効活用・処分事業【保有土地等活用検討費 予算額 28,050千円】
【保有土地売却事業 予算額 41,216千円】

これまでの保有土地の活用・縮減の取組に関する計画や方針を整理・統合し、新たに策定した資産活用基本方針に基づいて全庁的な保有土地等の現状把握と資産活用策の多様化を進め、財源確保や公民連携の視点を取り入れた資産の有効活用に積極的に取り組みます。

また、中期計画の最終年度となる平成22年度は、利用見込みのない代替地等の公募売却を引き続き進め、目標達成を目指します。

(平成22年度公募販売目標：約50区画、1.3ha)

(3) 財産管理費 【予算額 338,530千円】

除草作業・調査等の保有土地の管理、財産評価審議会の運営等を行います。

なお、平成22年度は、旧横浜市立大学医学部浦舟校舎について、築80年余が経過して老朽化が著しく、防犯上の観点からも早期に対策を講じる必要があることから、解体・撤去を行います。

(4) 土地開発公社保有土地取得費 【予算額 6,000,000千円】

横浜市土地開発公社保有土地の縮減と金利負担の軽減を図るため、同公社保有土地の一部を購入します。

5. 横浜市土地開発公社助成費 146,057千円

(1) 土地開発公社運営費補助金 【予算額 146,057千円】

土地開発公社の運営に要する経費について補助を行います。

6. 統計調査費 1,966,864千円

(1) 平成22年国勢調査事業 【予算額 1,950,223千円】

国内の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得るため、大正9年以来第19回目となる国勢調査を10月1日に実施します。なお、今回の調査は10年ごとに行われる大規模調査となります。

(2) 基幹統計調査事業（国勢調査事業以外） 【予算額 10,894千円】
統計法及び神奈川県統計調査条例に基づき、「平成22年度工業統計調査」
など2調査1事業を実施します。

(3) 統計調査事業 【予算額 5,747千円】
各種基幹統計調査等の結果について、調査報告書や定期統計刊行物の発行、
ホームページでの公開を行います。

7. 税 務 費 14,142,133千円

(1) 特別徴収センター・償却資産センター運営事業【予算額 217,657千円】
法人市民税及び固定資産税（償却資産分）の課税事務等については、平成21
年7月に各区から法人税務課特別徴収センター及び償却資産センターへ集約化
を実施しました。先に集約した個人住民税特別徴収分の課税事務等とともに、
人材派遣やアルバイトの活用など、効率的な事務処理を進めます。

〔参考〕

【18年1月】個人住民税特別徴収分の課税事務を集約

【18年4月】事業所税の課税事務を集約

【21年7月】法人市民税及び固定資産税（償却資産分）の課税事務等を集約

(2) 電子申告システム運用事業 【予算額 105,986千円】
納税者の利便性の向上と課税事務の省力化・効率化を図るためにインターネ
ットを利用した市税電子申告システムを運用し、引き続き利用者数の拡大に取り
組んでいきます。

(3) 償還金及び還付加算金 【予算額 2,100,000千円】
法人市民税の確定申告による還付金など、前年度以前の過誤納金及びその利
子相当分について、歳出予算から償還金及び還付加算金として支出します。

(4) 収入歩合向上対策事業 【予算額 25,957千円】
区局一体で市税滞納整理を進めることにより、市税収入の安定的確保、滞納
額の圧縮と市税収納率の一層の向上を図ります。

なお、平成22年度は、市税収納率の目標97.0%以上の達成に向け、早期の財
産調査と滞納処分徹底を図るほか、引き続き搜索や不動産公売等を積極的に
活用します。

- (5) 国税申告データ連携事業（新規） 【予算額 232,190千円】
平成23年1月から、個人住民税の課税資料となる所得税確定申告書について、国から市町村への電子データによる提供が全国一律に開始されます。これに対応するため、新税務システムの改修等を行い、情報収集作業や入力作業等、課税事務の効率化を図ります。

8. 公 債 費 187,262,720千円

- (1) 元 金 【予算額140,087,595千円】
(うち減債基金積立金 75,397,086千円)
- (2) 利 子 【予算額 45,930,278千円】
- (3) 公債諸費 【予算額 1,244,847千円】

9. 特別会計繰出金 14,925,174千円

- (1) 水道事業会計繰出金 【予算額 1,064,446千円】
水道事業に対して繰り出しを行います。
- (2) 自動車事業会計繰出金 【予算額 604,161千円】
自動車事業に対して繰り出しを行います。
- (3) 高速鉄道事業会計繰出金 【予算額 13,256,567千円】
高速鉄道事業に対して繰り出しを行います。

◎特 別 会 計

1. 公共事業用地費会計 16,476,267千円

- (1) 土地開発基金費 【予算額 8,788,241千円】
土地開発基金の運用収益を積み立てるとともに、土地開発基金保有土地の取得、処分を行います。
- (2) 都市開発資金事業費 【予算額 1,936,391千円】
都市開発資金事業債による用地の取得、処分を行います。
- (3) 公共用地先行取得事業費 【予算額 5,751,635千円】
公共用地先行取得事業債による用地の取得、処分を行います。

2. 市債金会計 550,218,626千円

(1) 元 金 【予算額375,449,214千円】

(2) 利 子 【予算額 97,111,032千円】

(3) 公債諸費 【予算額 1,779,955千円】

(4) 減債基金積立金 【予算額 75,878,425千円】

(うち一般会計分 75,397,086千円)



平成22年度 総務局 運営方針

基本目標

職員がいきいきと働きやすい職場をつくりあげていくことで、市役所全体の活力が引き出され市民から信頼と共感が寄せられる、そんな市役所をつかっていくために、リーダーシップを発揮します。

目標達成に向けた組織運営

「現場主義」を徹底して進めるとともに、職員の能力、やる気・意欲を引き出すいきいきとした職場づくりを推進します。

現場主義に徹する

今、現場で何が起きているのか、困っていることは何か、解決方法は何か。私たち総務局職員は、決して職場に止まることなく、「現地主義」「現物主義」「現実主義」からなる3つの「現場主義」を実践します。各職場の課題を的確に把握し、改善に向けたリーダーシップを発揮することで、市民の皆様の声や社会の動向を敏感に感じ取り、仕事に迅速に反映させていく市役所をつくりあげていきます。

コミュニケーションを深める

課題を解決するためには、職場内外問わずコミュニケーションを深め、問題点を指摘し合える関係を築くことが大切です。職員は自らの役割を意識して仕事に取り組むとともに、責任職はその結果に対して進んで責任を負うスポンサーシップを発揮していくことが必要です。

やりがい・感動を分かち合う

職員、責任職がチームとして一体となり、大小様々な仕事で得た、やりがい・達成による感動を分かち合います。そうすることで、仕事にかける思いが強まり、質の高い仕事へ取り組もうとする行動意識にも良い刺激を与えます。こうした積み重ねにより、職員のやる気向上やいきいきとした職場形成につなげていきます。

ワークライフバランスの推進

職員も一市民として、その思いや視点を大切にするためには、責任職の強いリーダーシップのもと、仕事の進め方、時間の使い方の見直し、ワークライフバランスの実践を推進していきます。

規律ある事務の追求

『適正かつ効率的な事務となっているか?』を念頭に、職員は実務の原理原則・法令規則を改めて確認します。そして、担当事務が「本来どうあるべきか」を今一度振り返ります。

振り返りにより既存の制度そのものも含めて改善点を見出し、実務に対する取組意識を一新することで、規律ある事務を追求していきます。

目標達成に向けた施策

職員を元気にすることを通じた組織力アップ

- すべての職員がいきいきと働ける職場環境づくり
- 職員が意欲を高め、やりがいを実感できる新たな人材育成体系づくり
- 市民への分かりやすさ、職員の働きやすさ向上のための局再編成の実施

将来にわたって安心できる健全な財政運営

- 「非常事態」ともいべき厳しい財政状況に対応した財政運営の実施
- 歳入の基礎となる全市的な滞納整理の推進、市税収入の確保等
- 資産の有効活用への推進

公正・効率的で市民に信頼される市役所運営

- 業務リスクに敏感な組織づくりと再発防止への協力・支援
- しごと改革(事務事業見直し、外郭団体改革)の推進
- 情報化の推進
- 入札・契約制度の適正な運用

目標達成に向けた姿勢(組織全体で共有する姿勢)

助け合いマインド

いきいきと働くことができ、やりがい・達成感ある職場づくりを推進

開拓マインド

柔軟な思考をもって、しごとの進め方を大胆に見直し、一層の効率化や時代への適合を目指す

環境マインド

身近な脱温暖化行動を実践し、「CO-D030」に積極的に貢献

主 な 事 業 ・ 取 組

職員を元気にすることを通じた組織力アップ

●すべての職員がいぎいきと働ける職場環境づくり

主な事業・取組	指標
<p>■職員が十分に力を発揮できる仕組みづくり</p> <p>①「Do! プランPlus☆」に基づく取組を推進</p> <p>②女性ポテンシャル発揮プログラムの推進</p>	<p>①・ワーク・ライフ・バランス推進月間（8月）の設定などにより10日以上の子休取得率が向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援事業の実施区局増加 <p>②性別に関わらず、すべての職員がいぎいきと活躍できる組織づくりの推進</p> <p>【数値目標】</p> <p>女性ポテンシャル発揮プログラムの第一期目標数値（平成23年4月1日現在：課長級以上10%、係長級以上17%）の達成</p>
<p>■「こころ計画」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員健康対策事業のモデル区における継続、全区展開にむけた事業の見直し ・メンタルヘルスセルフチェック及び職場診断のWeb利用による利用者拡大と事業手法検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員がメンタルヘルス不調に陥らない職場環境づくりの推進 ・休職者数の減少傾向を継続
<p>■超勤減量化取組</p> <p>①事務の効率化の取組の実施</p> <p>10の取組項目、6の検討項目</p> <p>②各職場への支援</p> <p>リーダーシップやチームワークへの取組支援</p>	<p>①取組項目は22年度中に改善</p> <p>検討項目は取組実施可否含め検討</p> <p>②情報を発信し、取組を支援</p>
<p>■局内のワークライフバランスの推進</p> <p>「超過勤務時間の縮減のためのルール」をさらに徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務時間の平成20年度実績比50%削減にむけた局の目標超過勤務時間の達成 ・マイ定時退庁日 実施率100%

●職員が意欲を高め、やりがいを実感できる新たな人材育成体系づくり

主な事業・取組	指標
<p>■人事異動・人事考課・研修を連携させた新たな人材育成体系づくり</p> <p>①新たな人材育成体系と具体的取組を検討し、人材育成ビジョンの改訂に反映</p> <p>【検討事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職位に求められる能力を昇任前に身に付ける機会の充実 ・職域や職種に合わせて、職員が経験を十分に活かして活躍できる仕組みづくり <p>②人事考課結果の全員開示を前提とした考課研修の充実</p>	<p>①人事異動・人事考課・研修が連携した人材育成体系が構築され、今後4年間の具体的な取組内容とその工程が明確化</p> <p>人材育成ビジョンの改訂（12月）</p> <p>②人事考課研修の実施（6月～10月）</p> <p>【数値目標】</p> <p>職員満足度調査の人事考課に関する項目における満足層の割合向上（前回調査数値20ポイント増）</p>
<p>■職員がやりがいを実感できるキャリア形成支援</p> <p>①職員のキャリア形成支援を、組織的に継続して行う仕組みづくり</p> <p>②階層別研修におけるキャリア形成支援カリキュラムの実施</p> <p>③人事交流の実施</p>	<p>①キャリア形成支援ツールの活用</p> <p>②職員のキャリア形成に関する理解度向上</p> <p>③人事交流をキャリア形成の機会として有効に活かした職員の増加</p> <p>【数値目標】</p> <p>職員満足度調査の人材育成に関する項目における満足層の割合向上（前回調査数値10ポイント増）</p>

●市民への分かりやすさ、職員の働きやすさ向上のための局再編成の実施

主な事業・取組	指標
<p>■市民への分かりやすさや職員の働きやすさの観点から、局間にまたがる課題への対応と新たな中期的計画の推進を組織的側面から支援できる組織機構編成を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・局再編成プロジェクトの設置（4月） ・局長級PJ、個別課題PJでの検討（4月～9月） ・職員アンケートの実施（5、6、7月） ・組織機構編成案の策定（10月） ・関連条例の改正
<p>■新たな税務組織の具体案の策定</p> <p>①税務組織のあり方検討及び新税務組織案の策定</p> <p>②新たな市税納付手段導入の検討</p>	<p>①新たな税務組織の具体的将来像のとりまとめ（～12月）</p> <p>関係区局との検討、素案まとめ（～7月）</p> <p>②新たな手法導入にあたってのスケジュール感の共有（～9月）</p>

将来にわたって安心できる健全な財政運営

●「非常事態」ともいえるべき厳しい財政状況に対応した財政運営の実施

主な事業・取組	指標
<p>■22年度予算の執行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急的な課題等に対応した補正予算の編成 ・執行段階での工夫による無駄な支出の抑制や新たな財源捻出による補正財源の確保 	<p>市民生活や市内経済の安心・安定のために追加・充実が必要な施策実施のための補正予算の編成（通年）</p>
<p>■23年度予算編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜方式のプライマリーバランスの黒字維持を当然の前提とした予算編成 ・新たな中期的計画やしごと改革取組方針を踏まえた予算編成 ・全庁的な視点での事業の選択・重点化等による予算編成 	<p>新たな中期的計画や事業見直しの結果を適切に反映した23年度予算案の編成・公表（1月）</p>

●歳入の基礎となる全市的な滞納整理の推進、市税収入の確保等

主な事業・取組	指標
<p>■全市的な滞納整理の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ①推進体制の構築と連携強化 ②効率的な滞納整理に向けた新たな取組の実施 	<ol style="list-style-type: none"> ①未収債権整理促進対策会議の立上げと、統一的な取組方針に沿った対策の検討・実施 ②電話による納付案内センターのモデル設置（10月） ・解決が困難な案件に関して所管課を支援するチームを設置（100件）
<p>■市税収納率の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納期内納税の推進 ②不動産公売、搜索、インターネット公売の実施・支援 ③現年新規滞納の重点整理 ④新たな市税納付手段導入の検討（再掲） 	<ol style="list-style-type: none"> ①22年度末市税収納率97.0%以上達成 ②3月末までに不動産公売等必要な案件の処分を実施 ③22年度末市税滞納額181億円以下 ④新たな手法導入にあたってのスケジュール感の共有（～9月）（再掲）
<p>■横浜みどり税に関する的確な対応</p> <ol style="list-style-type: none"> ①横浜みどり税の引き続きの周知・広報の実施 ②欠損法人の特例措置に対する的確な対応 ③決算（初年度）の的確な説明等の対応 	<ol style="list-style-type: none"> ①税理士会、法人会報への記事掲載、申告書発送、控え返送時の広報チラシ同封（4月～） ②関係局調整や法人等景況感の把握 法人アンケート ③横浜みどり税収と基金、特別会計等の関係説明

●資産の有効活用の推進

主な事業・取組	指標
<p>■「資産活用基本方針」の具体化に向けた仕組みづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保有土地の「資産たな卸し」と管理適正化 ②行政財産の貸付（余裕部分）に関するガイドラインの策定 	<ol style="list-style-type: none"> ①普通財産の売却可能土地と貸付可能土地が明確化、及び中期的な活用方針と管理の適正化の具体化 【たな卸し対象】 約2,200区画 約340ha ②23年度から行政財産の貸付実施 ・ガイドラインの完成（～11月）
<p>■保有土地の事業化、活用、処分の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ①先行取得土地の縮減 ②保有土地の公募売却 ③土地開発公社保有土地等の買戻し価格の抑制策の検討 	<ol style="list-style-type: none"> ①【縮減目標】 約9ha（202.5ha⇒H22末193.5ha） ・各局調整による処分、縮減（随時） ・大規模土地の公募 ②【販売目標】 約50区画、1.3ha ・既存物件の媒介制度開始（4月～） ・公募販売（①6月、②11月） ③次期土地開発公社健全化計画の策定
<p>■用途廃止された公共施設の活用と処分</p> <p>・学校その他の用途廃止された施設について、関係区局・機関との調整を進め、活用と処分を促進</p>	<p>【対象施設】 旧若葉台西小、旧若葉台西中、旧並木第三小、旧霧が丘第一小（再公募）、旧日向山小、ひかりが丘小ほか</p>

●業務リスクに敏感な組織づくりと再発防止への協力・支援

主な事業・取組	指標
<p>■業務リスクのチェック・再発防止に主体的に取り組む組織づくり</p> <p>① 職員行動基準の実践支援などコンプライアンス意識の浸透に向けた取組</p> <p>② 区局における主体的な業務リスクの点検・再発防止策の実施に向けた支援及び全庁的課題への対応</p> <p>③ 予算の適切な執行に向けた意識改革・改善策の実施支援</p>	<p>①職員行動基準の日常の実務の中での実践及びコンプライアンス意識の職員一人ひとりへの浸透</p> <p>②組織全体が業務リスクに敏感に反応・対応し、再発防止に積極的に取り組める職場風土づくり及び再発防止の取組の実施</p> <p>③不適切経理等の課題を踏まえた予算の適切な執行に向けた取組の具体化</p>

●しごと改革（事務事業見直し、外郭団体改革）の推進

主な事業・取組	指標
<p>■しごと改革（事務事業見直し）の推進</p> <p>①4つのテーマを設定し、個別事業について点検・課題を指摘</p> <p>②第三者視点を取り入れた見直しの検討</p>	<p>①23年度の予算編成方針発表にあわせ、課題指摘事業一覧を公表するとともに、予算案発表にあわせ、事業見直し一覧を公表</p> <p>②9月までに実施に向けた手法を検討・試行実施</p>
<p>■しごと改革（外郭団体改革）の推進</p> <p>①「横浜市外郭団体等経営改革委員会」における審議実施、団体ごとの提言をふまえた次期協約の締結に向けた取組</p> <p>②外郭団体に対する人的支援の適正化取組</p>	<p>①・全団体への答申(提言)を実施 ・答申に対応した団体ごとの「経営改革に関する方針」を決定 ・方針に基づき団体と所管局が次期協約を作成</p> <p>②団体ごとの人材登用の考え方を「経営改革に関する方針」等に反映</p>

●情報化の推進

主な事業・取組	指標
<p>■「横浜市情報化基本方針」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT化推進本部における検討と素案の策定 ・パブリックコメントの実施 ・新たな中期的計画との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の4つの柱である、 ア 安全で安心できる豊かな市民生活 イ 信頼され効率的な行政運営 ウ 活力ある都市横浜 エ 地球にやさしい環境 を實現するための具体的施策の策定 ・市民・職員へ施策の周知 ・基本方針の考え方の新たな中期的計画への反映
<p>■ハードウェア・ソフトウェア資産管理体制構築の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの適正管理を目的とした資産管理体制の構築にむけた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針の確立及び庁内における資産管理の重要性の共有 ・運用ルール・仕組みなどの整備 ・23年度以降の実行に向けた、予算の確保

●入札・契約制度の適正な運用

主な事業・取組	指標
<p>■適正な競争環境の整備</p> <p>①低価格競争対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 工事契約において予定価格事後公表の試行拡大による事前公表と低価格競争の関係検証 イ 工事契約において入札ポンド制度の試行実施を拡大 ウ 委託契約における最低制限価格制度の検証 <p>②事業者の適正評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事契約において発注者別評価(主観点)を用いたインセンティブ発注の本格実施 <p>③公募型指名競争入札の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品、委託契約において各区局での実施拡大 	<p>①低価格競争対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 試行拡大(4月～)、結果検証(3月) イ 試行拡大(4月～)、結果検証(3月) ウ 入札結果及び履行状況の検証(10月) <p>②事業者の適正評価</p> <ul style="list-style-type: none"> インセンティブ発注の割合10%以上(発注者別評価点、優良、災害インセンティブの総数) <p>③公募型指名競争入札の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区局発注情報の一元化(10月)
<p>■市内向け発注の拡大</p> <p>①分離・分割発注の推進</p> <p>②工事契約において市内企業への技術移転</p> <p>③物品契約において中小企業への優先発注</p>	<p>①分離・分割発注の徹底(通年)</p> <p>②技術修得型JVの積極的な適用(通年)</p> <p>③企業規模参加条件の改定(5月)</p>